

議案第 130 号

大津市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年 9 月 2 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市立図書館条例の一部を改正する条例

大津市立図書館条例（昭和 56 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 大津市立図書館に分館を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
大津市立図書館南郷分館	大津市南郷一丁目 12 番 13 号

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 131 号

平成 31 年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

令和元年 9 月 2 日提出

大 津 市 長 越 直 美

平成 31 年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成 31 年度における職員の給与の特例に関する条例（平成 31 年条例第 2 号）の一部を次の
ように改正する。

題名中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

第 1 条中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 令和元年 10 月 1 日から同月 31 日までの間における市長の給料月額に係る第 1 条の規定の
適用については、同条中「100 分の 30」とあるのは、「100 分の 100」とする。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、題名及び第 1 条の改正規定は、公布
の日から施行する。

議案第132号

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年9月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第22条第8項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の

規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の大津市一般職の職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 133 号

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年 9 月 2 日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

大津市職員退職手当支給条例（昭和 37 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 6 項第 2 号中「第 8 条第 3 項」を「第 8 条第 1 項第 5 号」に改める。

第 11 条第 1 項第 2 号中「（同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）」を削る。

附則第 7 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。ただし、第 7 条第 6 項第 2 号及び附則第 7 項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 134 号

大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

令和元年 9 月 2 日提出

大津市長 越 直 美

大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 40 年条例第 51 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「禁固」を「禁錮」に、「終るまでの者」を「終わるまで」
に、「できなくなる」を「なくなる」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「免職」を
「懲戒免職」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

第 5 条第 2 項第 2 号中「前条各号（第 3 号を除く。）のいずれか」を「前条第 1 号又は第 3 号」
に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、
服務等に関する条例第 5 条第 2 項の規定により生じた失職の効力については、なお従前の例に
よる。

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年9月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉施設条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第4条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（給食の提供に要する費用）

第6条 保育所における保育を受ける教育・保育給付認定子どもであつて、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものに係る教育・保育給付認定保護者は、規則で定めるところにより、給食の提供に要する実費に相当する額として市長が定める額を市に納付しなければならない。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第136号

大津市立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年9月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例

大津市立母子生活支援施設条例（平成22年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「第59条第2号」を「第30条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第137号

大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年9月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例

大津市立幼稚園保育料等に関する条例（平成27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第36条の35第2号」を「第36条の35第1項第2号」に改める。

第3条第1項及び第4条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年9月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条第4項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員の数が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者（以下この項及び次項において「代替保育提供者」という。）との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 代替保育提供者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を代替保育提供者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合
小規模保育事業A型事業者等（家庭的保育事業等基準条例第6条第3項第1号に規定する小規模保育事業A型事業者等をいう。次号において同じ。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する施設であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）であること。

(2) 利用定員が20人以上の施設であること。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

第2条 大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第2条中「この」を「前項に定めるもののほか、この」に、「及び」の次に「令並びに」を加え、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

この条例において「満3歳未満保育認定子ども」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定

子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「対し」の次に「、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」を加え、「、利用者負担」を削る。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号の規定に基づき市町村が定める額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領によらない特定教育・保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項及び次条第2項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第13条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者から」を「教育・保育給付認定保護者から」に改め、同項第3号を次のよ

うに改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(4)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(4) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(4)において同じ。）

57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(4)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(4) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号並びに同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「その保護者」を「当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項並びに第24条（見出しを含む。）から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第1号及び第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」

とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に改め、「同項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る」とあるのは「除く」を「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「」の数を「」の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「その利用定員の数を」を削り、「附則第4条」を「附則第3条」に改める。

第38条第1項中「連携協力の概要」の次に「、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」を加え、「、利用者負担」を削る。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定こども」に改める。

第42条第1項中「附則第5条」を「附則第4条」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第8項中「附則第5条」を「附則第4条」に改め、同条第9項中「支給認定子ども」を「満3歳未満

保育認定子ども」に改める。

第43条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号の規定に基づき市町村が定める額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領によらない特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第43条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号及び第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第14条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」に改め、「第43条第2項」との次に「、「特定教育・保育費用基準額」とあるのは「特定地域型保育費用基準額」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」とを加える。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含む」を「、地域型

保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「第39条第2項及び第40条第2項を除く」を「第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定を含む。次条第3項において同じ。」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「第19条第1項第3号」とあるのは「第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含む」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1

号に掲げる額」とあるのは「第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「法第27条第3項第2号の規定に基づき市町村が定める額（特定教育・保育施設が）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」に、「当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ）」に、「法第27条第3項第1号に掲げる額」を「当該特定教育・保育」に、「法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」を「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第3条を削る。

附則第4条中「次項」を「次条」に改め、同条を附則第3条とし、附則第5条を附則第4条とする。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和元年10月1日から施行する。

議案第 139 号

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に
基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年 9 月 2 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に
基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保
連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年
条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 3 項中「第 2 号から第 8 号まで」を「次の各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第140号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年9月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第34条第8号中「次のイからクまでの」を「次に掲げる全ての」に改め、同号ア中「規定する耐火建築物」の次に「(以下このアにおいて「耐火建築物」という。)」を、「除く。)」の次に「(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 141 号

大津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年 9 月 2 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大津市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「償還免除」を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等」に、「、違約金及び償還金の支払猶予」を「及び違約金」に、「第 13 条第 1 項及び」を「第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに」に、「から第 11 条まで」を「、第 9 条及び第 12 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第142号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年9月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第15項中「検診等」を「検診」に改め、同項第1号中「肝炎ウイルス検査」を「肝炎ウイルス検診」に改め、同項第2号中「歯周疾患検診」を「歯周病検診」に改め、同項第4号及び第5号中「1,000円」を「1,600円」に改め、同項第6号中「1,800円」を「2,000円」に、「1,300円」を「1,600円」に、「1,500円」を「2,100円」に、「1,200円」を「1,800円」に改め、同項第7号中「600円」を「800円」に改め、同項第8号中「500円」を「800円」に改め、同表第16項第3号の表貯蔵所の項中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第15項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

議案第143号

大津市総合保健センター条例及び大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定
について

令和元年9月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市総合保健センター条例及び大津市手数料条例の一部を改正する条例

(大津市総合保健センター条例の一部改正)

第1条 大津市総合保健センター条例(昭和63年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第3条中「センターは」を「センターにおいては」に改め、同条第2号中「乳児及び幼児並びに」を削り、同条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第4条を次のように改める。

(使用料)

第4条 センターにおいて女性健診(18歳以上40歳未満の女性に対して行う健康診査をいう。)を受診する者(以下「受診者」という。)は、使用料として2,500円(市内に住所又は勤務場所を有する者以外の者にあつては、5,000円)を納付しなければならない。

2 受診者であつて、当該受診に合わせて胸部エックス線撮影を受けるものは、その使用料として500円を納付しなければならない。

3 受診者であつて、その受診の間、その養育する子(原則として小学校就学前の子に限る。)をセンターにおいて保育するサービスを受けるものは、その使用料として500円を納付しなければならない。

4 受診者その他市長が必要と認める者であつて、骨密度の測定を受けるものは、その使用料として500円を納付しなければならない。

第5条の見出しを「(使用料の減免)」に改め、同条第2項を削る。

第6条の見出しを「(使用料の不還付)」に改め、同条中「又は利用料金」を削る。

第7条から第11条までを削り、第12条を第7条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

(大津市手数料条例の一部改正)

第2条 大津市手数料条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条中「別表第18項第1号」を「別表第19項第1号」に改める。

第7条中「別表第27項第1号」を「別表第28項第1号」に改める。

別表第60項第3号及び第5号中「第18項第1号」を「第19項第1号」に改め、同項を同表第61項とし、同表第59項第2号及び第4号中「第18項第1号」を「第19項第1号」に改め、同項を同表第60項とし、同表第52項から第58項までを1項ずつ繰り下げ、同表第51項第1号ア(7)の表中「第59項及び第60項」を「第60項及び第61項」に改め、同号イ中「第18項第1号」を「第19項第1号」に改め、同項を別表第52項とし、同表第50項中「第18項第1号」を「第19項第1号」に改め、同項を同表第51項とし、同表第19項から第49項までを1項ずつ繰り下げ、同表第18項第4号イ中「第60項に」を「第61項に」に改め、同号イの表備考中「別表第60項第1号」を「第61項第1号」に改め、同項を別表第19項とし、同表中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、第15項の次に次の1項を加える。

16 幼児健診の際に実施する虫歯予防処置 1件につき 400円。ただし、市内に住所を有する者であつて、生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税世帯に属するものその他これに準ずる者として市長が定める者については、手数料を徴収しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 1 4 4 号

大津市伊香立環境交流館条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年 9 月 2 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市伊香立環境交流館条例の一部を改正する条例

大津市伊香立環境交流館条例（平成 5 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「午後 5 時」を「午後 1 0 時」に、「別表に掲げる」を「毎時 0 分から始まる 1 時間を単位とする」に改め、同項ただし書を削り、同条第 3 項第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

第 5 条ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

室名	使用料
ホール	1 時間につき 9 3 0 円
会議室	1 時間につき 2 9 0 円
和室	1 時間につき 1 3 0 円

附 則

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大津市伊香立環境交流館条例の規定は、この条例の施行の日以後に行うホール等の使用の許可について適用し、同日前に行われたホール等の使用の許可については、なお従前の例による。

議案第 145 号

大津市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年 9 月 2 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

大津市民生委員の定数を定める条例（平成 26 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

「654 人」を「657 人」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

議案第146号

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年9月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

大津市立児童クラブ条例（平成12年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「午前9時30分」を「午前11時」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

大津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年9月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市印鑑条例の一部を改正する条例

第1条 大津市印鑑条例（昭和45年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第4条第1号中「若しくは名又は氏名」を「、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称」に改め、同条第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、非漢字圏の外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表している印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第10条第3号を次のように改める。

(3) 氏名、氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したことに伴い、登録を受けた印鑑が第4条第1項第1号に該当し、又は同条第2項の規定に該当しないことにより登録を受けることができない印鑑に該当することとなったとき。

第2条 大津市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「同令第30条の16第1項」

に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第２号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第１０条第３号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。)」を加える。

附 則

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和元年１１月５日から施行する。

議案第148号

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年9月2日提出

大津市長 越 直 美

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

大津市自動車駐車場条例（平成9年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

明日都浜大津公共駐車場	大津市浜大津四丁目1番1号
大津駅南口公共駐車場	大津市逢坂一丁目1番1号

を

明日都浜大津公共駐車場

大津市浜大津四丁目1番1号

に改め、同条第2項中「大

津駅南口公共駐車場及び」を削る。

第3条第3項中「、大津駅南口公共駐車場」を削る。

別表大津駅南口公共駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年 9 月 2 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大津市立学校の設置に関する条例（昭和 39 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園の部仰木幼稚園の項及び雄琴幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 150 号

大津市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年 9 月 2 日提出

大津市長 越 直 美

大津市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

大津市学校給食共同調理場条例（昭和 49 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大津市東部学校給食共同調理場の項中「大津市大將軍一丁目 13 番 2 号」を「大津市栗林町 1 番 1 号」に改める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

議案第 151 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 近江神宮外苑公園
- 2 指 定 管 理 者 大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号
 大和リース株式会社
- 3 指 定 期 間 大津市都市公園条例の一部を改正する条例（平成 31 年条例第 20 号）
 の施行の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 152 号

物品の購入について

次のとおり物品を購入することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 21 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- | | | |
|---|---------|--------------------|
| 1 | 購入する物品 | 新高機能消防指令システム 一式 |
| 2 | 購入する価格 | 885,500,000 円 |
| 3 | 購入する相手方 | 富士通株式会社 |

契約締結者

大津市中央二丁目 2 番 6 号

富士通株式会社滋賀支店長

議案第153号

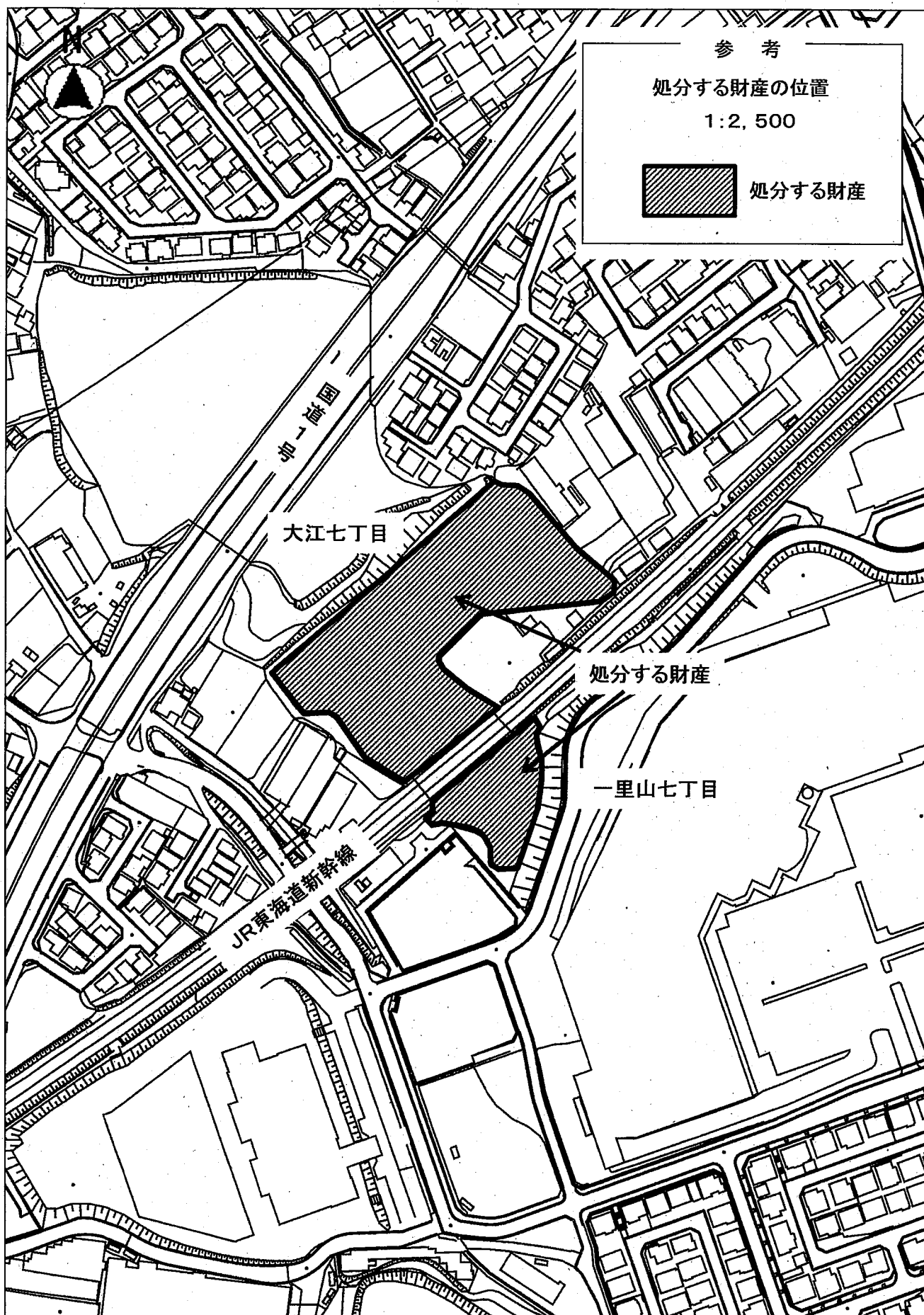
財産区財産の処分について

次のとおり大江財産区財産を処分することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

大津市長 越 直 美

- 1 処分する財産 土地
所 在 大津市大江七丁目字御霊谷753番1及び一里山七丁目字御霊谷753番2
面 積 10,526.29平方メートル
- 2 処分価格 136,820,000円
- 3 処分の相手方 草津市上笠四丁目2番25号
オウミ住宅株式会社



議案第 154 号

滋賀県市町村交通災害共済組合規約の一部を変更することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、滋賀県市町村交通災害共済組合規約（昭和 43 年制定）の一部を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

大 津 市 長 越 直 美

滋賀県市町村交通災害共済組合規約の一部を改正する規約

滋賀県市町村交通災害共済組合規約（昭和43年滋賀県指令地第706号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（組合の解散に伴う事務の承継）

第10条 事務の承継については、構成団体が議会の議決を経てする協議をもって定めをすることができる。

2 組合の解散があつた場合においては、滋賀県市長会がその事務を承継する。

付 則

この規約は、滋賀県知事の許可があつた日から施行する。

議案第155号

滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することについて

令和2年3月31日限り滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することについて、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第288条の規定により関係地方公共団体が協議することにつき、
同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

大津市長 越 直 美

議案第 156 号

滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について

令和 2 年 3 月 31 日限り滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により別紙のとおり関係地方公共団体が協議の上定めることにつき、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

大 津 市 長 越 直 美

1 関係地方公共団体に基金拠出金により帰属せしめる財産は当該各号に定める額とする。

(1) 大津市	1, 998, 000円
(2) 彦根市	888, 000円
(3) 長浜市	2, 424, 809円
(4) 近江八幡市	608, 000円
(5) 東近江市	970, 000円
(6) 草津市	482, 000円
(7) 守山市	382, 000円
(8) 栗東市	212, 000円
(9) 甲賀市	786, 000円
(10) 野洲市	294, 000円
(11) 湖南市	202, 000円
(12) 高島市	576, 000円
(13) 米原市	454, 000円
(14) 日野町	238, 000円
(15) 竜王町	100, 000円
(16) 愛荘町	190, 000円
(17) 豊郷町	80, 000円
(18) 甲良町	100, 000円
(19) 多賀町	110, 000円

2 関係地方公共団体に加入者割により帰属せしめる財産は当該各号に定める額とする。

(1) 大津市	71, 689, 400円
(2) 彦根市	23, 401, 200円
(3) 長浜市	39, 846, 200円
(4) 近江八幡市	19, 720, 500円
(5) 東近江市	36, 165, 500円
(6) 草津市	17, 154, 100円
(7) 守山市	16, 478, 800円
(8) 栗東市	9, 995, 300円
(9) 甲賀市	22, 523, 200円

(10) 野洲市	12,865,600円
(11) 湖南市	9,826,500円
(12) 高島市	19,956,900円
(13) 米原市	12,392,800円
(14) 日野町	8,442,000円
(15) 竜王町	4,524,900円
(16) 愛荘町	5,909,400円
(17) 豊郷町	1,654,804円
(18) 甲良町	2,397,500円
(19) 多賀町	2,735,200円

3 前2項に定めるもののほか、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく令和元年度確定負担金の不足額に相当する額及び滋賀県市町村職員退職手当組合理約（平成12年1月25日滋賀県指令市振第137号）に基づく団体負担金追加に相当する額等を滋賀県市長会に帰属せしめる。

4 前各項に定めるとおり配分した後において、なお残余が生じた場合は滋賀県市長会に帰属せしめる。